

第29回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和6年10月28日(月)
- 2 開催時間 午前10時31分開会 午前10時59分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター
- 4 出席委員 26名
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫
 - 5番 兒玉 康英
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 梶川 毅
 - 8番 河瀬 勉
 - 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
 - 13番 山崎 博之
 - 14番 落合 憲和
 - 15番 窪田 さと子
 - 16番 辻 浩志
 - 17番 尾関 健一
 - 18番 増地 孝昇
 - 19番 岸塚 隆弘
 - 20番 鹿内 淳一
 - 21番 廣瀬 貢弘
 - 22番 石崎 一彦
 - 23番 山本 裕慈
 - 24番 森 有宏
 - 25番 飯田 祐一
 - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 0名
- 6 議事録署名委員
 - 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
 - (5) 報告第5号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (6) 議案第1号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第2号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第3号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (9) 議案第4号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 橋向 弘泰 農地課長 高間 裕一
 - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 清水 裕貴
 - 農地課主任補 本間 大慎

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第29回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、26名全員です。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3. 次第 にあるとおり、報告が5件、議案が4件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、9番 荒川委員、10番 大塚委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号及び第4号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第5号につきましては、関連する内容の議案第4号にて、一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を一括して報告いたします。
	9月分の調査結果について、梶川調査委員長より報告をお願いします。
梶川調査委員長	25日の調査ですが、3ページ、報告第3号 農地利用状況調査、農地パトロールについて、第9回目の調査を実施いたしました。
	西帯広のうちの帯広中央 200ヘクタール、南町 19ヘクタール、空港南町 127ヘクタール、合わせて 346ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。
	以上で、9月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、10月分の調査結果について、山崎調査委員長より報告をお願いします。

山 崎 調 査 委 員 長	１０日の調査ですが、２ページ 報告第２号 １ 現況証明 附番２９及び３０の２件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 次に、３ページ、報告第３号 農地利用状況調査、農地パトロールについてですが、第１０回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。 川西町 ８２３ヘクタール、別府町 ５９９ヘクタール、合わせて １，４２２ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。 以上で、１０月分の報告を終了します。
議 長	ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、報告第２号及び第３号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。 これより議案の審議に入ります。 議案第１号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)	農地法第３条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第１号、附番２４から２５の使用貸借２件、附番２６から２９の贈与による所有権移転４件、について、調査票に基づき朗読、説明。) 以上附番２４から２９の６件につきましては、農地法第３条第２項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番２７及び２８について、深田委員よりお願いいたします。
深 田 委 員	附番２７、２８について、一括して意見を申し上げます。こちらはお互いの所有農地を贈与するものです。受人はいずれも、申請農地の周辺で営農している認定農業者であり、これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。以上です。
議 長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第２号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長)	農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番4の砂利採取に係る一時転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)
議 長	なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。 それでは、地区担当委員の意見を伺います。 附番4について、辻 委員よりお願いいたします。
辻 委 員	それでは意見を申し上げます。附番4です。事務局からの説明のとおり、申請地は表土が薄く砂利層があるため、砂利を採取し平坦な農地とすることによってよい作業ができることから、砂利採取についての一時転用はやむを得ないものと考えます。 以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可することとします。 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第3号、1. 一般分 (1)賃借権等の設定 附番30から31の2件について、調査書に基づき朗読・説明)
事務局(清水主任)	(同、2. 公益財団法人北海道農業公社分 (1)所有権移転(売渡) 附番5の1件、(2)賃借権の設定 附番2から5の4件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長	それでは審議に入りますが、1. 一般分 (1)賃借権等の設定 附番30については室崎委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。
議 長	【室崎委員退席】 それでは、1. 一般分 (1)賃借権等の設定 附番30について審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、附番30については原案のとおり決定いたしました。

	議 長	【室崎委員着席】 続けて、2 北海道農業公社分 (2) 賃借権の設定 附番2については 私自身の案件となりますことから、ここで、議長を飯田会長職務代理者に交代させて いただきます。よろしくお願いいたします。
議長(飯田職務代理)		【吉田会長退席、議長席に飯田会長職務代理者着席】 それでは審議を続けます。 2. 公益財団法人 北海道農業公社分 (2) 賃借権等の設定 附番2について審議に 入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することにご異議 ございませんか。
(委 員)		(なし) ご異議が無いようですので、附番2については原案のとおり決定いたしました。 ここで、議長を交代いたします。
議 長	議 長	【飯田会長職務代理者自席へ移動、議長席に吉田会長着席】 それでは審議を続けます。 1. 一般分 (1) 賃借権等の設定 附番30 及び 2. 北海道農業公社分 (2) 賃借権の設定 附番2 の2件を除く5件について、審議に入ります。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについて ご異議ございませんか。
(委 員)		(なし) ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第4号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(清水主任)		農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、 次の農用地買入協議要請について決定を求めます。 (議案第4号、附番4の1件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、北海道農業公社による買入が特に必要と認められることから 帯広市長に対し、同公社による買入協議を行うよう要請するものです。
議 長	議 長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入 協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし) ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をする ことに決定いたしました。
議 長	議 長	以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませ んでしょうか。
(委 員)		(なし)

議	長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。